

第 8 期 第 1 回練馬区環境審議会

(令和4年1月31日(月)：午後3時～4時)

日時：令和4年1月31日(月) 午後3時～4時

会場：区役所本庁舎5階 庁議室

出席者：

委員(五十音順)：

石神委員、稲垣委員、岩橋委員、大澤委員、小口委員、片山委員、河原委員、
鈴木委員、高崎委員、高橋委員、富岡委員、長濱委員、三宅委員、横倉委員、
若林委員

区側：環境部長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長

環境部長 今回は、第8期の初回の会となります。

定員が18名ですが、15名の方に御出席いただいております。過半数に達しておりますので、この審議会は成立しております。

コロナ禍の一方、環境分野では脱炭素の流れが急速に進んでいます。世界中で、人類共通の課題としての脱炭素社会の実現に取り組んでいく必要に迫られています。練馬区でも取組をどう進めるかが課題となっており、来年度中に新たな環境基本計画の策定を行う予定です。

環境基本計画の策定は、環境審議会の大きなテーマです。審議委員の皆さまからは、区民の代表として、また、各団体の代表としての率直なご意見をいただけたらと思います。

以上、今期第1回目の会議開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

続きまして、委員の皆様をご紹介します。

〔環境部長が出席委員を紹介〕

○**環境部長** 続きまして、事務局をご紹介します。

〔事務局各自が自己紹介〕

環境部長 以上が事務局になります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会長・副会長の選任となります。

練馬区環境審議会規則第3条2項により、会長・副会長の選任は委員の互選となっております。立候補、推薦、またはご意見等おありの方は挙手をお願いします。

委員 互選ということですが、事務局としてお考えの方々がいらっしゃればご推薦いただき、異議がなければ決定ということではいかがでしょうか。

環境部長 ありがとうございます。

ただいまのご提案に沿って推薦させていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

環境部長 ありがとうございます。

では、事務局から推薦させていただきます。会長は、エネルギー環境経済学を専門とされ、これまでも会長をお務めいただいている学識経験者の委員にお願いしたいと思います。よろしければ拍手でご賛同ください。

〔拍手〕

環境部長 ありがとうございます。全員一致での拍手をいただきました。続きまして副会長は、地域環境学を専門とされ、前期も副会長をお務めいただいた学識経験者の委員にお願いしたいと思います。よろしければ拍手でご賛同ください。

〔拍手〕

環境部長 副会長についても全員一致ということで、会長・副会長は両委員にお務めいただくようお願いいたします。ありがとうございました。

ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

会長 それでは、次第に沿って、案件（１）、練馬区環境審議会の運営について、事務局から説明をお願いします。

事務局 〔案件（１）について、資料１により説明〕

会長 続きまして、案件（２）練馬区環境基本計画2020 令和２年度進捗状況評価結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局 〔案件（２）について、資料２により説明〕

会長 何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

委員 １点教えてください。

６ページ、みどり分野の方針２「みどりを育むムーブメントの輪を広げる」の施策「個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充」の評価が残念ながらＣとなっています。私の住む武蔵関方面では、ここ３～４年で畑の宅地化や屋敷林の減少が進み、みどりが急速に失われているというのを実感しています。今回の評価がＣである理由は「仕組みの検討段階であるため」とのことですが、検討内容と進捗状況を簡単に教えてください。

みどり推進課長 施策「個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充」の取組内容について説明します。区内のみどりのうち、個人で所有する300㎡以上の樹林地について、所有者の申請に基づき指定する保護樹林という制度があります。

また、民有の樹林地で市民緑地となっているものは35か所程度あります。これらのみどりを、地域の皆様を交えてどのように守っていくかを考えるという施策です。

令和２年度はコロナ禍の影響で地域の皆様が集まって具体的な取組をするということが残念ながら難しかったため、Ｃ評価となりました。

しかし、令和３年度、つまり今年度は、３か所の樹林地で落ち葉清掃を試行実施することができました。区民ボランティアには100名以上の申込みがあり、１か所につき４～５回落ち葉清掃に入ってくださいました。

3か所のうち2か所は農家の樹林だったので、集めた落ち葉を堆肥にしてその農家の畑でまた使うということもでき、しっかり実施することができました。

委員がおっしゃった、減少するみどりへの取組について説明いたします。まず、区が所有者からお借りして区民に開放している「憩いの森」という民有樹林地があります。地域で慣れ親しまれているこの「憩いの森」ですが、相続が発生すると、相続税支払いのために土地を売却せざるを得ない状況が発生しており、これが宅地化されると地域の貴重な財産が失われるということになります。これを防ぐため、相続発生時に地権者と相談し、区が買い取って保全する「都市計画緑地」という樹林地保全の制度があります。お手元の冊子「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改訂アクションプラン（素案）」に記載しておりますが、これまで6か所の樹林地が、この制度で保全されています。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 11ページ、地域環境分野の環境指標「管理不全な空き家およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数（累計）」についてお聞きします。

平成30年度から令和2年度までの実績(90棟前後)から見て、令和11年度の目標値が急に260棟に増えたのはなぜでしょうか。

また、「目標値」という言葉にも若干違和感を覚えました。指導する棟数は少ない方がいいと思うのですが。その言葉はいいとしても、260棟に設定した根拠または前提条件はどのようなものでしょうか。

会長 いかがですか。

環境部長 練馬区は広いので、空き家の数自体が多くあります。古くなった空き家は相続絡みで空いたまま放置されていくケースが多くて、予測値がこの数となっています。

この260棟全てが、すぐに手立てをしないと社会的な問題になるというようなものではなく、例えば樹木が繁茂して蚊が発生しているというぐらいなものも含めて管理不全状態が260棟、と捉えています。

区では空き家の所有者探しに尽力し、特定できれば指導を行っていますが、空き家の数は増えていくので、指導により改善されたものとの差し引きでは増えていく傾向です。

会長 いかがでしょうか。

空き家の棟数の将来的な予測は、不確定要素が多くなかなか難しい。これは、目標というよりは、「やらなければいけない」あるいは「やれる範囲はここまで」ということではないでしょうか。

空き家の実態の変化を見極めて、どこまで指導をするのかというのは、しばらくやってみないとわからないというところが実際かと思えます。

他の視点からのご質問はありますか。

委員 19ページ「区の温室効果ガス総排出量の推移と削減率」についてお尋ねします。令和12年度までの達成目標26.0%に対して、現時点での達成状況が-13.15%となっています。このまま続けて行けばこれは達成できそうですが、見込みはいかがでしょうか。ここまでいいテンポで来ていますが、今後何か障害になるような問題点はあるのか、また、これを達成するための計画はどのようなものが、教えてください。

環境部長 現在設定している「令和12年度（2030年度）までに26.0%削減する」という目標は、委員がおっしゃるとおりこのままでいけば達成が見込まれる状況です。しかし、

冒頭のご挨拶で申し上げたように、脱炭素社会の実現が新たな課題であり、従来の目標は変えていかなければなりません。そして、それを達成することはなかなか困難であると考えています。

会長 よろしいでしょうか。

環境基本計画を見直す中でもこの脱炭素は非常に大きな問題なので、今後開かれる審議会で、事務局からいろいろな提案がなされることと思います。その際にはまたご意見をいただけたらと思います。

委員 いろいろやることができそうですね。

会長 そうだと思います。

〔なし〕

会長 それでは続いて、案件（３）「新たな環境基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 〔案件（３）について、資料３にて説明〕

会長 ご質問やご意見があればどうぞ。

委員 練馬区のCO₂問題に対する真剣な取組姿勢をお聞かせいただきました。

資料を拝見してまず、「１ 脱炭素に関する動向」、「国の動き」の中にある、「令和3年6月 プラスチック資源循環促進法成立」について、違和感を感じました。

これは、海に流出したプラスチックごみのマイクロプラスチック化による海洋汚染と、それによる生態系への影響の話だと思えます。

次に、「脱炭素に関する動向」として馴染むのは、ここに書かれている国や都の動きよりも、COP26としても知られる第26回気候変動枠組条約締約国会議のことや、SDGsの13.「気候変動に具体的な対策を」など、国際的な動きの方だと思えます。これらを先に列記する方が、問題がグローバルであることがはっきりするのではないかと思いました。

会長 2件、ご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

清掃リサイクル課長 令和3年6月にプラスチック資源循環促進法が制定された背景には、海へ流出した海洋プラスチックが大きな問題としてありました。同法と脱炭素の関わりについてお話しさせていただきます。

23区では、廃プラスチックを製鉄所の高炉還元剤としてリサイクルしている区が多くありますが、一方ではそのままごみとして燃やしている区も半分ほどあります。

石油由来のプラスチックをごみとして燃やすと二酸化炭素が増えてしまいます。二酸化炭素を削減するために、プラスチックをごみとして燃やすのではなく、プラスチックの製品としてリサイクルしようというのが同法の主眼です。経費面での課題などもあることからなかなか進んでいないという現状はありますが、脱炭素と同法の関係についてご理解いただければと思います。

環境部長 2点目のご質問ですが、今回はご指摘のとおり国内の動きが中心の資料としました。今後は今いただいたご意見のように、国際社会の情勢も取り入れてまとめてい

きたいと考えております。

なお、これまでの目標は、「住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会」でした。今後は脱炭素社会の実現に向けて総合的に環境施策を展開しなければなりません。プラスチック問題だけでなく、啓発に関する問題、その他いろいろなものを施策として総合的に進めていく必要があります。委員の皆様からご意見をいただけたらと思います。

会長 脱炭素社会の実現については、今後環境基本計画の策定を進めていく中で、環境審議会の主たる議題として十分に議論していただくことになると思います。

委員 1点質問、1点要望です。

まず、1つ目の質問です。環境省では今、脱炭素先行地域を募集していますが、練馬区は応募する予定はあるのでしょうか。

次に要望です。私は仕事柄、自治体と一緒に仕事をすることがあります。その経験からすると、自治体の環境部署は調査と計画を作ることがメインになってしまっています。

計画も必要かもしれませんが、計画策定に費やすマンパワーはなるべく省力化し、具体的な脱炭素事業に力を入れてもらいたいと思っています。

計画を策定する職員の能力は、事業実施の方に活かしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

環境部長 ただいまのご要望については、まさに我が意を得たりとっております。計画を作って終わりではなく、いかに実行できる計画を作っていくかなければならないかということに力点を置いて計画を策定していきたいと思っています。

1点目のご質問、脱炭素先行地域への応募についてお答えします。応募は、現時点では考えていません。

練馬区の場合、CO₂排出の半分以上が各家庭であり、CO₂を多く輩出する大きな事業所があるわけではありません。したがって、地道な施策に取り組んで、毎日の生活の中で少しずつ成果を積み上げて行くしかありません。

いずれ状況が変わればそのような枠組みの活用もあるかもしれませんが、現時点でアドバラン的に先行自治体として手を挙げるよりも、事業者としての区自身も含めて具体的な施策を立案、実行していかなければならないと考えています。

会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

委員 今の委員のご意見に関連してお聞きします。脱炭素の計画を効率的に進めていくためには、今ある環境基本計画2020を生かしつつ新たなアクションプランで改定していくのでしょうか。あるいは、環境基本計画を新たに作るのでしょうか。

環境部長 結論から申し上げますと、まさにこれから皆様のご意見をいただきたいと思っています。

資料3の右下に、現在ある3つの環境関連計画を記載しています。環境基本計画2020・エネルギービジョン・そして環境管理実行計画。これらをどうしていくかを現在検討中であり、今のところは白紙と捉えていただけて結構です。

会長 私からも1点質問です。資料には「令和4年度中に計画を作成し、公表する」との予定が書かれていますが、現時点ではどのようなスケジュールでしょうか。

この環境審議会で委員の皆様のご協力をいただく機会は何回程度か、今の段階での見込みで教えてください。

環境部長 新たな環境基本計画作成に向けては、令和4年度中に3～4回程度、節目節目で環境審議会からご意見とご議論をいただきたいと考えております。

そして、11月～12月に開かれる区議会に、新しい環境基本計画の素案を提出する予定です。区議会も含めた区民の皆様からご意見をいただき、素案を修正します。最終的には来年の3月末には素案を成案化して決定する、というのが大まかなスケジュールです。

会長 ありがとうございました。

委員 区にはまず、地球温暖化の問題を区民に伝える手段方法をしっかり考えてもらいたい。この現代、スマホとパソコンをいかに使うかです。

そして、伝える中味を小学生以下・小学生・中高生・20代から50代までの現役世代、それぞれの世代に理解してもらえる内容にすることが肝心です。60代以上の世代には地球温暖化の問題は、話題にはなってもその先の議論が進まない。アクションを起こしてもらうのは難しいという現状がある。

大きな産業・工業がなく、74万区民を擁する練馬区では、家庭中心の施策を考えていかなければいけない。相当腰を据えて世代別の取組メニューを作り、スマホとパソコンを使って周知して問題を理解してもらおう。そして、家庭からアクションを起こしてもらうことが重要なので、ぜひ検討してください。このことについて、部長のお考えをお聞かせください。

環境部長 貴重なご意見をいただきました。世代別の取組メニューで行動を喚起する、ということが他の会議体でもテーマになっています。おっしゃるとおり、脱炭素についても、世代ごとの行動を脱炭素に結びつけていくための啓発が必要だと考えております。

先進事例の調査などはすでに行っていますが、どこにどう働きかけたら区民の行動に変化が起こるかという方面には弱いところがあります。特に小中学生への効果的な啓発方法なども含めてぜひ、皆様からご意見やアドバイスをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔なし〕

会長 この件は今後の継続案件となります。その他について事務局からどうぞ。

環境部長 コロナ禍を受けての次回以降の会議開催方法についてご説明いたします。本日はこのように対面で開催させていただきました。今後収束していくことを願っていますが、再び感染が拡大した場合は、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型での開催を検討しております。

オンラインのみではパソコン環境が整わず出席が難しくなる方もいらっしゃると思いますが、ハイブリッド型にすることで、コロナ禍中でも多くの皆様にご出席いただけるようになるかと思えます。皆様のご意見ご要望を伺い、感染防止に努めながら会議を進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 次回以降の会議開催方法について、ご意見やご経験からのアドバイスなどがあればぜひ伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔なし〕

会長 ご意見等なければそのようにさせていただきたいと思います。
本日の案件は全て終了しました。以上をもちまして、本日は閉会いたします。